

名古屋市土地利用審査会・懇談会にかかる 根拠法令、規程等について

頁

1	国土利用計画法（抜すい）	1
2	名古屋市土地利用審査会条例	10
3	名古屋市土地利用審査会運営規程	12
4	名古屋市土地利用審査会公開要領	14
5	名古屋市土地利用審査会傍聴要項	15
6	名古屋市土地利用懇談会運営規程	17
7	名古屋市土地利用懇談会傍聴要項	18

1 国土利用計画法（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（土地利用の規制に関する措置等）

第10条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

（土地取引の規制に関する措置）

第11条 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。

（規制区域の指定）

第12条 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、次に掲げる区域を、期間を定めて、規制区域として指定するものとする。

- 一 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域にあっては、その全部又は一部の区域で土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあると認められるもの
 - 二 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域にあっては、前号の事態が生ずると認められる場合において、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域
- 2 規制区域の指定の期間は、次項の規定による公告があった日から起算して5年以内で定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、規制区域を指定する場合には、その旨並びにその区域及び期間を公告しなければならない。
- 4 規制区域の指定は、前項の規定による公告によってその効力を生ずる。
- 5 都道府県知事は、第3項の規定による公告をしたときは、速やかに、指定された区域及び期間その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、当該事項を周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 6 都道府県知事は、第3項の規定による公告をしたときは、その公告の日から起算して2週間以内に、関係市町村長の意見を付して規制区域の指定が相当であることについて土地利用審査会の確認を求めなければならない。
- 7 土地利用審査会は、前項の規定により確認を求められたときは、2週間以内に、規制区域の指定が相当であるかどうかの決定をし、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

- 8 都道府県知事は、規制区域の指定について第6項の確認を受けられなかつたときは、その旨を公告するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。
- 9 規制区域の指定は、前項の規定による公告があつたときは、その指定の時にさかのぼつて、その効力を失う。
- 10 都道府県知事は、規制区域を指定した場合には、当該区域を含む周辺の地域における地価の動向、土地取引の状況等を常時は握るため、これらに関する調査を行わなければならない。
- 11 都道府県知事は、規制区域の指定期間が満了する場合において、前項の規定による調査の結果、指定の事由がなくなつていないと認めるときは、第1項の規定により規制区域の指定を行うものとする。
- 12 都道府県知事は、第10項の規定による調査の結果、規制区域についてその指定の事由がなくなったと認めるときは、その旨を公告して、当該規制区域の指定を解除するものとする。
- 13 都道府県知事は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、その旨を関係市町村長に通知し、当該関係市町村長の意見を付して規制区域の指定の解除が相当であることについて土地利用審査会の確認を受けなければならない。
- 14 第5項の規定は、第12項の規定による公告について準用する。この場合において、第5項中「指定された区域及び期間その他国土交通省令で定める事項」及び「当該事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。
- 15 前3項の規定は、規制区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

(土地に関する権利の移転等の許可)

第14条 規制区域に所在する土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合には、当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。その許可に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額。以下同じ。）の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、民事調停法による調停に基づく場合その他政令で定める場合には、適用しない。
- 3 第1項の許可を受けないで締結した土地売買等の契約は、その効力を生じない。

(許可基準)

第16条 都道府県知事は、第14条第1項の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

- 一 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した第12条第3項の規定による公告の時における土地に関する権利の相当な価額（その申請に係る土地が同項の規定による公告の時に地価公示法第2条第1項に規定する公示区域に所在し、かつ、同法第6条

の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであつた場合において、その申請に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を規準として算定した第12条第3項の規定による公告の時における所有権の価額) に政令で定める方法により算定した当該申請の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額(同項の規定による公告の時以後当該申請の時までの間に、当該申請をした者で当該土地に関する権利を有しているもの(その者が第14条第1項の許可を受けて当該土地に関する権利の移転又は設定を受けたものであるときは、第12条第3項の規定による公告の時以後当該移転又は設定をした者を含む。)が当該申請に係る土地に関する権利について、宅地の造成等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、都道府県知事が認定した当該費用の額を加えるものとする。)に照らし、適正を欠くこと。

二 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業を施行する者がその事業の用に供するためのものであるとき。

ロ 自己の居住の用に供するためのものであるとき。

ハ 規制区域が指定された際現にその区域内において事業を行っている者がその事業の用に供するためのものであるとき、又はその者の事業と密接な関連を有する事業を行う者がその事業の用に供するためのものであるとき。

ニ 規制区域内に居住する者の福祉又は利便のために必要な施設で申請に係る土地が所在する市町村の長が認定したものを設置しようとする者がその施設を設置するためのものであるとき。

ホ 規制区域を含む地域の健全な発展を図るために必要であり、かつ、当該規制区域における土地利用上適切であると認められる事業を行う者がその事業の用に供するためのものであるとき。

ヘ イからホまでに定めるもののほか、政令で定める場合に該当するものであるとき。

三 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

四 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

2 都道府県知事は、前項第2号ホ又はヘに該当するものについて許可する場合においては、あらかじめ、土地利用審査会の意見を聴かなければならない。

(不服申立て)

第20条 第14条第1項の規定に基づく処分に不服がある者は、土地利用審査会に対して審査請求をすることができる。

2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)から起算して2月以内に、裁決をしなければならない。

3 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政

序その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

- 4 第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。
- 5 土地利用審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

(土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出)

第23条 土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（次項において「権利取得者」という。）は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 土地売買等の契約を締結した年月日
 - 三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - 四 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
 - 五 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
 - 六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額（対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額）
 - 七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
 - 一 次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結した場合（権利取得者が当該土地を含む一団の土地で次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる場合を除く。）
 - イ 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域にあっては、2千平方メートル
 - ロ 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域（イに規定する区域を除く。）にあっては、5千平方メートル
 - ハ イ及びロに規定する区域以外の区域にあっては、1万平方メートル
 - 二 第12条第1項の規定により指定された規制区域、第27条の3第1項の規定により指定された注視区域又は第27条の6第1項の規定により指定された監視区域に所在する土地について、土地売買等の契約を締結した場合
 - 三 前2号に定めるもののほか、民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合
 - 3 第15条第2項の規定は、第1項の規定による届出のあった場合について準用する。

(土地の利用目的に関する勧告)

第24条 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出

に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に従った土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画（国土交通省令で定めるところにより、公表されているものに限る。）に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告は、前条第1項の規定による届出があった日から起算して3週間以内にしなければならない。
- 3 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査を行うため必要があるときその他前項の期間内にその届出をした者に対し第1項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときは、3週間の範囲内において、前項の期間を延長することができる。この場合においては、その届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

（注視区域の指定）

第27条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域（第12条第1項の規定により規制区域として指定された区域又は第27条の6第1項の規定により監視区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、注視区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、注視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第12条第2項から第5項まで及び第10項から第12項までの規定は、注視区域の指定について準用する。この場合において、同条第11項中「第1項」とあるのは「第27条の3第1項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。
- 4 第2項及び第12条第5項の規定は、前項において準用する同条第12項の規定による注視区域の指定の解除及びその公告について準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは「第27条の3第3項において準用する第12条第12項」と、「指定された区域及び期間その他国土交通省令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。
- 5 第3項において準用する第12条第12項及び前項の規定は、注視区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。
- 6 注視区域の全部又は一部の区域が、第12条第1項の規定により規制区域として指定された場合又は第27条の6第1項の規定により監視区域として指定された場合においては、当該注視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について注視区域に係る区域の減少があったものとする。この場合においては、第12条第3項（第27条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をもって注視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があったものとみなす。

（注視区域における土地売買等の契約に関する勧告等）

第27条の5 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が次の各号のいずれかに該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した土地に関する権利の相当な価額

(その届出に係る土地が地価公示法第2条第1項に規定する公示区域に所在し、かつ、同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合において、その届出に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を規準として算定した所有権の価額)に照らし、著しく適正を欠くこと。

二 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

三 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

2 前項の規定による勧告は、前条第1項の規定による届出があった日から起算して6週間以内にしなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を前条第1項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

4 第25条から第27条までの規定は、第1項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは、「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と読み替えるものとする。

(監視区域の指定)

第27条の6 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域（第12条第1項の規定により規制区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、監視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第12条第2項から第5項まで及び第10項から第12項までの規定は、監視区域の指定について準用する。この場合において、同条第11項中「第1項」とあるのは「第27条の6第1項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

4 第2項及び第12条第5項の規定は、前項において準用する同条第12項の規定による監視区域の指定の解除及びその公告について準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは「第27条の6第3項において準用する第12条第12項」と、「指定された区域及び期間その他国土交通省令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

5 第3項において準用する第12条第12項及び前項の規定は、監視区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

6 監視区域の全部又は一部の区域が、第12条第1項の規定により規制区域として指定された場合においては、当該監視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について監視区域に係る区域の減少があったものとする。この場合においては、同条第3項の規定による公告をもって監視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があったものとみなす。

(監視区域における土地に関する権利の移転等の届出)

第27条の7 第27条の4の規定は、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で定める面積未満」と、「同号イからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」と、同条第3項中「次条第1項」とあるのは「第27条の8第1項」と、「同条第3項」とあるのは「同条第2項において準用する第27条の5第3項」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により監視区域を指定するときは、前項において読み替えて準用する第27条の4第2項第1号に規定する都道府県の規則を定めなければならない。

3 都道府県知事は、前条第3項において準用する第12条第10項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、前項の都道府県の規則で定める面積を変更するものとする。

4 前条第2項の規定は、第2項の都道府県の規則を定めようとする場合について準用する。

(監視区域における土地売買等の契約に関する勧告等)

第27条の8 都道府県知事は、前条第1項において準用する第27条の4第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その届出に係る事項が第27条の5第1項各号のいずれかに該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があること。

二 その届出が土地に関する権利の移転をする契約の締結につきされたものである場合において、その届出に係る事項が次のイからハまでのいずれにも該当し当該土地を含む周辺の地域の適正な地価の形成を図る上で著しい支障を及ぼすおそれがあること。

イ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が当該権利を土地売買等の契約により取得したものであること（その土地売買等の契約が民事調停法による調停に基づくものである場合、当該権利が国等から取得されたものである場合その他政令で定める場合を除く。）。

ロ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者により当該権利が取得された後二年を超えない範囲内において政令で定める期間内にその届出がされたものであること。

ハ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が、当該権利を取得した後、その届出に係る土地を自らの居住又は事業のための用その他の自ら利用するための用途（一時的な利用その他の政令で定める利用を除く。以下この号において「自ら利用するための用途」という。）に供していないこと。

ニ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 事業として届出に係る土地について区画形質の変更又は建築物その他の工作物の建築若しくは建設（以下この号において「区画形質の変更等」という。）を行った者

(2) 債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として届出に係る土地に関する権利を取得した者

ホ 届出に係る土地に関する権利の移転が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として行われるもの

(2) 区画形質の変更等の事業の用又はこれらの事業の用に供する土地の代替の用に供するため土地に関する権利を買い取られた者に対しその権利の代替の用に供するために行われるものであつて政令で定めるもの

(3) 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者に政令で定める特別の事情があつて行われるもの

ヘ 届出に係る土地に関する権利の移転を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者

(2) 事業として届出に係る土地について区画形質の変更等を行った後、その事業としてその届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者

(3) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確実であると認められる者

(4) 届出に係る土地について区画形質の変更等を事業として行おうとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確実であると認められる者

2 第25条から第27条までの規定並びに第27条の5第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。この場合において、第27条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と、第27条の5第2項及び第3項中「前条第1項」とあるのは「第27条の7第1項において準用する第27条の4第1項」と読み替えるものとする。

（遊休土地に係る計画の届出）

第29条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、その通知があった日から起算して6週間以内に、国土交通省令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による届出のあった場合について準用する。

（勧告等）

第31条 都道府県知事は、第29条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画に従って当該遊休土地を利用し、又は処分することが当該土地の有効かつ適切な利用の促進を図る上で支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、相当の期限を定めて、その届出に係る計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 第25条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(土地利用審査会)

第39条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

- 2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 土地利用審査会は、委員5人以上で組織する。
- 4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者の中から、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者
- 6 都道府県知事は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。
- 7 都道府県知事は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 8 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、議事に加わることのできない。
- 9 土地利用審査会は、第12条第6項、同条第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）、第16条第2項、第24条第1項、第27条の3第2項（同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第27条の5第1項、第27条の6第2項（同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第27条の7第4項において準用する場合を含む。）、第27条の8第1項又は第31条第1項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求め、その意見を聴かなければならない。
- 10 第3項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(大都市の特例)

第44条 第12条、第14条、第16条、第18条、第19条、第22条から第27条の9まで、第28条から第32条まで、第35条、第41条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第12条から第19条まで、第22条から第27条の9まで、第28条から第32条まで、第35条、第39条及び前3条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

2 名古屋市土地利用審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、名古屋市土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は会長がこれを招集し、会長はその議長となる。

- 2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、法第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議事は、委員の総数の過半数をもって決する。

(幹事及び書記)

第5条 審査会に次の職員を置く。

(1) 幹事 若干名

(2) 書記 若干名

- 2 職員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 職員は、会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、住宅都市局において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第7号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第31号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第65号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 名古屋市土地利用審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市土地利用審査会条例（昭和49年名古屋市条例第61号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、名古屋市土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 國土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項に基づき、委員は以下の事項について優れた知識と経験を有する者のうちから選任する。

- (1) 法律実務
- (2) 不動産鑑定
- (3) 自然環境保全
- (4) 都市計画
- (5) 農業
- (6) 地域開発
- (7) 行政

(幹事及び書記)

第3条 条例第5条第1項に規定する幹事及び書記は、次に掲げる職にある者を市長が任命する。

- (1) 幹事 住宅都市局都市計画部都市計画課長、住宅都市局都市整備部まちづくり企画課長
- (2) 書記 住宅都市局都市整備部まちづくり企画課開発調整係長

(会議の招集)

第4条 会議の招集は、原則として開会の日前14日までに、会議の日時、場所及び議題を審査会の委員（以下「委員」という。）に通知して行う。

(利害関係の届出)

第5条 委員は、議題が自己又は三親等以内の親族の利害に關係があると認めるときは、あらかじめ、審査会の会長（以下「会長」という。）にその旨を届け出なければならない。

(欠席の届出)

第6条 委員は、会議に出席できない場合においては、あらかじめ会長にその旨を届け出なければならない。

(会議の公開)

第7条 審査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、会長が審査会の審議に諮り非公開とすることができる。

2 会議の公開及び傍聴に関し必要な事項については別に定める。

(参考人の出席)

第8条 会長は、適當と認める者に、参考人として会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第9条 会長は、議事録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記録しなければならない。

2 前項の議事録には、会長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

3 議事録の写しは、非公開情報に関する部分を除き、閲覧できるものとする。

(議決の廃止)

第10条 昭和50年1月14日付けで議決した会議を非公開とする旨の議決及び昭和61年8月12日付けで議決した議事録を非公開とする旨の議決は、廃止する。ただし、平成12年3月31日までに開催された会議に係る議事録及び会議の資料の取扱いについては、従前の例による。

(事務局)

第11条 審査会の庶務を行うため、住宅都市局都市整備部まちづくり企画課に事務局を置く。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、審査会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審査会の会議に諮り決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和50年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

4 名古屋市土地利用審査会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市土地利用審査会（以下「審査会」という。）の会議の公開に
関し必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会の議題のうち、次のものについては非公開とする。

- (1) 土地に関する権利の移転等の届出に対する勧告に係る意見
- (2) 個人情報を含んだもの、又は公開することにより意思決定に影響を及ぼす恐れ
があるもの等

附 則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

5 名古屋市土地利用審査会傍聴要項

(目的)

第1条 この要項は、名古屋市土地利用審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、審査会の会長が、住宅都市局都市整備部まちづくり企画課（以下「まちづくり企画課」という。）の長と協議の上これを定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 審査会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、審査会の会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、審査会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、審査会の会長及びまちづくり企画課の職員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、審査会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、審査会の会長は、

その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10条 審査会の会長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要項の周知を図らなければならない。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、審査会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審査会の会議に諮り又はまちづくり企画課の長と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、平成27年12月28日から施行する。

6 名古屋市土地利用懇談会運営規程

(趣 旨)

第1条 土地利用に関する有識者の意見を聴取し、行政運営に活用するため、名古屋市土地利用懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構 成)

第2条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 名古屋市土地利用審査会委員
- (2) その他住宅都市局長が必要と認める者

(座 長)

第3条 座長は、構成員の互選により決定する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(報 酬)

第4条 構成員の報酬は、懇談会の開催1回につき、座長は13,500円とし、その他の構成員は12,600円とする。

2 前項の規定にかかわらず、構成員が名古屋市職員の場合は、報酬は支給しない。

(庶 務)

第5条 懇談会にかかる庶務は、住宅都市局都市整備部まちづくり企画課が行う。

(会議の公開)

第6条 原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、懇談会に諮って、非公開とすることができます。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

この規程は平成26年5月15日から施行する。

7 名古屋市土地利用懇談会傍聴要項

(目的)

第1条 この要項は、名古屋市土地利用懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、懇談会の座長が、住宅都市局都市整備部まちづくり企画課（以下「まちづくり企画課」という。）の長と協議の上これを定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 懇談会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、懇談会の座長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、懇談会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、懇談会の座長及びまちづくり企画課の職員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、懇談会の座長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、懇談会の座長は、

その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10条 懇談会の座長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要項の周知を図らなければならない。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が懇談会の会議に諮り又はまちづくり企画課の長と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、平成27年12月28日から施行する。